

転出

に関連するおもな手続き

支

マークのあるものは、支所で、

支・出

マークのあるものは支所・出張所でも受付しています。

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください。	手続き	必要なもの等	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	転出先でマイナンバーカードの継続利用（住所変更）	・マイナンバーカード	転出先の市区町村	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です。	転出先の市区町村にご相談ください。		
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります。		市民課（本庁 1 階窓口 1） 0833-72-1421	

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険 年金	国民健康保険に加入している方 →修学のために転出する方	国民健康保険の脱退	資格確認書（お持ちの方）		市民課（本庁 1 階窓口 2） 0833-72-1426	
			※受付窓口でご相談ください。			
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください。				
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など		支・出	
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書等の返却	資格確認書等交付を受けているもの	市民課（本庁 1 階窓口 3） 0833-72-1428	支	

高 齢	緊急通報装置を利用の方	緊急通報装置利用取消	※受付窓口でご相談ください。		高齢者支援課（あいばーく光窓口 3） 0833-74-3012	
	65 歳以上の方	保険証の返却	介護保険証		高齢者支援課（あいばーく光窓口 4） 0833-74-3003	
	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください。	介護保険証			
障 害	障害の手帳をお持ちの方	転出時の手続きはありません。 転入先の市区町村で手続きが必要です。			福祉総務課（あいばーく光窓口 2） 0833-74-3001	
	重度心身障害者の医療費受給資格をお持ちの方	・受給者資格変更届又は喪失届	重度心身障害者医療費受給者証（交付されている方）			

こども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください。		これまで通っていた学校	
		区域外就学申請手続き ※転出後、引き続き従来の学校にお子様を通わせたい場合、申請が必要です。			学校教育課（教育委員会 1 階窓口） 0833-74-3602	
	児童手当を受給している方（0 歳～高校生世代）	児童手当資格消滅の届出 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください。	転出先での申請遅れに注意してください。		こども政策課（あいばーく光窓口 8） 0833-74-3009	
	乳幼児／子ども医療費受給者証をお持ちの方（0 歳～高校生世代）	乳幼児／子ども医療費受給者証の返還	乳幼児／子ども医療費受給者証			
	妊娠中の方	転出時の手続きはありません。 転入先の市区町村で手続きが必要です。	母子健康手帳は転出されても引き続きご利用ください。		こども家庭課（あいばーく光窓口 9） 0833-74-1108	
	保育所等に入園しているお子さんがある方	保育所等の退園または継続の手続き	口座番号が分かるもの（※保育料を支払っている方）		こども政策課（あいばーく光窓口 8） 0833-74-3005	
	ひとり親家庭等に該当している方	ひとり親家庭医療費受給者証の返還	ひとり親家庭医療費受給者証		こども政策課（あいばーく光窓口 8） 0833-74-3009	
		児童扶養手当の手続き	児童扶養手当証書（交付されている方） ※受付窓口でご相談ください。		こども家庭課（あいばーく光窓口 9） 0833-74-3006	
	こどもの各種制度を転出先で申請する方	課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、「課税証明書」を提出してください。	本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）		税務課（本庁 1 階窓口 4） 0833-72-1447	

税・料金	水道の利用者の変更や使用をやめる方	電話でご連絡ください。	使用中止の申し込みは水道局ホームページからも手続きできます。		水道局業務課料金係 0833-71-0705	
	水道水で下水道を使用されている方	下水道の利用者や人数の変更、使用中止	上記変更手続きで下水道の手続きも完了します。		下水道課（本庁 1 階窓口 12） 0833-72-1473	
	井戸水で下水道を使用されている方		手続きが必要です。詳しくは受付窓口へお問合せください。			
	原付バイク・小型特殊車両を所有している方	ナンバープレートの返納	車台番号がわかるもの ナンバープレート		税務課（本庁 1 階窓口 5） 0833-72-1439	
	光市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談			税務課（本庁 1 階窓口 6） 0833-72-1435	
	海外に転出される方	納税管理人のご相談			税務課（本庁 1 階窓口 5） 0833-72-1439	
	光市に納める税金などに未納がある場合	納付相談	※受付窓口でご相談ください。		税務課（本庁 1 階窓口 4） 0833-72-1447	支所・出張所

その他	市営住宅に入居している方	市営住宅の家族異動届 ※退去の手続きが必要な場合があります。	世帯全員の住民票		建築住宅課（本庁 2 階） 0833-72-1566
	犬を飼われている方	転出時の手続きはありません。	転入先の市区町村にお問い合わせください。 （※光市の犬の鑑札をお持ちの方は転入先に提出してください。）		環境政策課（本庁 1 階窓口 11） 0833-72-1466
	市営墓地を使用されている方	墓地使用者の変更届 ※転出先での転入手続き後	墓地使用許可証 転入先で発行された世帯全員の住民票（本籍地が記載されたもの）		
	海外に転出される方	在外選挙人名簿への登録移転申請	旅券等本人確認書類 ※代理人の場合、申請者からの申出書等		選挙管理委員会（本庁 3 階） 0833-72-1597

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14 日以上経過してしまった。

→ 転出証明書は有効ですので、早急に届出をしてください。

転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。

→ 転出証明書は、そのままで有効です。
実際に住み始めた市区町村に届出をしてください。

転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。

→ 取消の手続きが必要です。
「本庁 1 階窓口 1」で早急に取消の手続きをしてください。



光市役所

〒743-8501
山口県光市中央六丁目1番1号

開庁時間 あさ 8 時 3 0 分 ～ 夕方 5 時 1 5 分

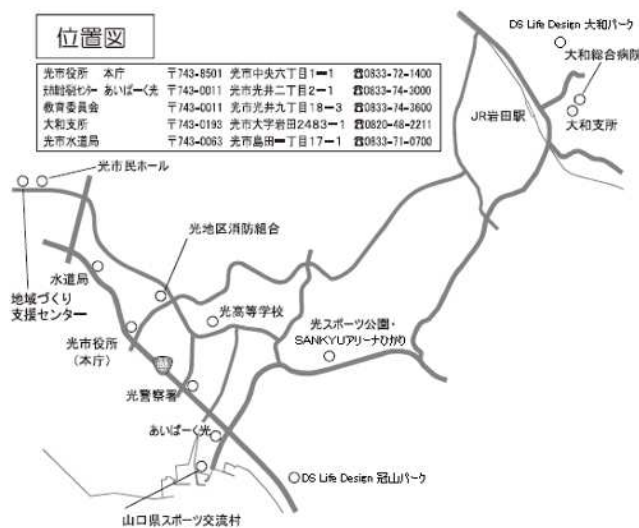
（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです。）

光市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp/>

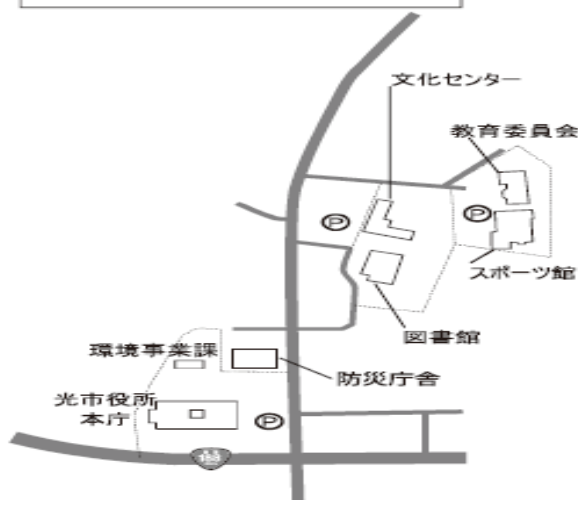
手続きチェックシート 転出

光市から引越しされた方へ

忘れずにお持ちください。



光市役所周辺図



転出届

引越しすることが決まってから実際に引越しするまでの間に、あらかじめ届出が必要です。
（引越しするまでに届出ができなかった場合は引越し後 14 日以内に手続きしてください。）

提出先 **本庁 1 階市民課**又は**大和支所住民福祉課、各出張所**

《届出に必要なもの》

・国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

住み始めてから 14 日以内に、「転出証明書（またはマイナンバーカード）」を持参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください。

関連する手続きは内側にあります。

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。

本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1 点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他のほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2 点が必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・基礎年金番号通知書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、委任状等により手続きの対象となる方との関係を確認します。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）を提示いただきます。